

○白鳥参事官 会議を開催させていただきます。

傍聴される方々におかれましては、会議の様子のスクリンショットや録音・録画は御遠慮くださいますようお願いいたします。

議事の進行は渡部座長によりしくお願いいたします。

○渡部座長 ただいまから、第6回「AI時代の知的財産権検討会」を開催いたします。委員の皆様には、御多忙中のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、佐渡島委員は10時30分に御退席の予定。また、竹中委員は御欠席と伺っております。竹中委員からは書面で意見を提出していただいております。

初めに、事務局から本日の会議資料の確認をお願いいたします。

○白鳥参事官 本日の配付資料は、議事次第のとおりでございます。資料は1から5であります。資料1と2が各省庁からの御提出資料で、この後のヒアリング関係資料となります。資料3が中間とりまとめの骨子（案）、資料4関係が討議用資料、資料5が竹中委員の御提出資料になります。

このほか、参考資料として1から4までございます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

前回の会議以降、AIと著作権に関する文化審議会における検討、AI事業者ガイドラインの公表など、幾つか動きがございますので、本日は冒頭に関係省庁から御報告をいただくこととさせていただければと思います。

本日は、文化庁、経済産業省知的財産政策室の順で御発表をお願いいたします。

それでは、初めに、資料1に基づきまして、文化庁より10分以内で御発表いただきたいと思います。著作権課長の靱井圭子様、よろしくお願いいたします。

文化庁様、聞こえていますでしょうか。

○靱井課長 大丈夫ですか。

○渡部座長 聞こえます。

○靱井課長 すみません。それでは、文化庁より文化審議会著作権分科会法制度小委員会における議論の状況について御説明をさせていただきます。

まず、この資料の右側でございますように、夏以来、このAIと著作権については法制度小委員会において議論をしております。1月15日に素案というものを議論しまして、その後、パブリックコメントを実施し、このパブコメの結果を踏まえまして、AIと著作権に関する考え方というものを2月29日に法制度小委員会で議論をしまして、主査一任となっていたところ、3月15日付で取りまとめをし、先日、3月19日の著作権分科

会のほうに報告をし、公表したところでございます。

主要な論点というものは左側に記載してございますけれども、3つございまして、まず1つ目が「学習用データとして用いられた元の著作物と類似するAI生成物が利用される場合の著作権侵害に関する基本的な考え方」ということで、従来より生成段階での著作権侵害については、これまでの著作権侵害の考え方と同様であるということを御説明してきたところでございますけれども、特にこのうちの依拠性の部分につきましては、何が学習されているのか分からない中でどう捉えるのかということが議論になっておりました。依拠性につきましては、高度の類似性があることで依拠性があるということが推認されるので、したがって、著作権侵害を訴える側、権利侵害されたと訴える側において、学習用データに含まれていたかどうかということを、必ずしも説明をする必要がないというようなことをこの点においては記載しています。

それから、生成物が著作権侵害に当たる場合に、まず、個人が利用している場合であれば、まずはAIを利用して生成物を作成した利用者が、著作権侵害の主体と通常は考えられるわけですが、例えば著作権侵害に当たるようなものが著しく頻発するような場合にこれを放置したといったようなときには、事業者も一定の場合には責任の主体になり得るというようなことをお示ししております。

同時に、一定の措置を施していれば、こうした侵害の責任を事業者側が問われる可能性が低くなるということも併せて記載をしております。詳細は、今日はお時間の関係で省かせていただきますけれども、お手元にお配りをしております考え方本体にはより詳細に記載していますので、後ほど御覧いただければと思います。

それから、2つ目の論点がいわゆる学習段階、開発段階の話でございますけれども、30条の4というものは「非享受目的」に該当する場合に限定して適用される場合のものでございますけれども、従来より享受目的が併存する場合というものはこれが適用されないということの説明をしておりますところ、この享受目的が併存するというような場合がどんな場合なのかというものを少し例示を挙げて説明しております。

それから、著作権者の利益を不当に害することとなる場合という、これはただし書の解釈です。この点についても様々な御意見をいただいていたところですが、従来から情報解析用のデータベースを売っている場合に、これを買わずに学習することについては、このただし書に当たりますとして、30条の4は適用されないということは平成30年当初から説明をしてきたところですが、では、これを今の技術に当てはめた場合にどんなことが考えられるのか、最終的には、このただし書に該当するかどうかというものは、諸般の事情を総合的に考慮の上、司法判断ということになるわけですが、従来お示ししていたこの情報解析用のデータベースというものの解釈について少し整理をしております。

基本的な考え方としては、やはり売っているものは買った上で使ってもらおうというところを今回お示ししたということになります。

それから、3点目がAI生成物の著作物性ということで、利用者の創作意図や寄与があ

る場合には著作物性が認められる場合があるということ、ここはこれまで以上にあまり踏み込んだ議論はございませんけれども、整理をしております。

1月23日から2月12日までパブコメを実施しまして、約2万5000件の御意見を頂戴しております。このうち、法人・団体からのものが73ございました。こちらについては、既に文化庁のホームページ上に全て公表している状況でございます。

それ以外の個人のものについても、今、順次、マスキング等の作業を進めた上で、公表作業を進めているという状況でございます。

スライドを2ページ飛ばしていただいて、4ページ目をお願いできますでしょうか。こちらがパブコメで寄せられた主な意見になっております。

まず、総論的なものとして、御賛同いただく御意見も多くいただきました。権利の適正な保護に向けて一歩前進したものであるというようなことですか、あと、やはり引き続き議論していくことが必要ということで、何か社会的な合意を形成していくことが望ましいですか、国際的な動向なども含めて必要に応じて見直しをすることが望ましいといったような御意見も頂戴しました。

それから、立法論も含めて、さらに早急な検討を行う必要があるといったような御意見も頂戴しております。それから、30条の4の基本的な考え方をベースにして考え方を整理したということの評価する御意見も頂戴しております。

同時に、5ページ目の3つ目でございますけれども、やはり今回の考え方が拡大解釈をされることでAI開発が大きく萎縮をするというような懸念の声というものもいただいております。

最後、ライセンス市場が整備されることを期待するといったような御意見。こちらは本日のこの知財事務局のほうの会議のテーマとも関係するところかと思えます。

それから、開発・学習段階については、先ほど冒頭少し御説明しましたがけれども、享受目的併存の場合の具体的な例示が示されたことを歓迎する声、それから、情報解析用データベースについては、既に売っているものだけではなくて、将来的に販売されるものについても、権利制限規定のただし書が適用されて、権利制限の対象とはならないということに賛同する意見。

それから、今回、多くのクリエイターの皆様から「作風」が模倣されるということの懸念を受けまして、「作風」、アイデアそのものは著作権法上保護されないという考え方は維持しつつ、ただ「作風」と表現のボーダーラインというものはケース・バイ・ケースであって、ここは「作風」と名乗ったから何でもいいわけではなくて、創作的表現が共通するような場合には、これはアイデアとは呼べないので、そういったところはしっかり意識をしていただきたいという趣旨で説明を加えていることに対して、両方のサイドからこれは御意見を頂戴したところですがけれども、ここで御紹介している御意見として、アイデアそのものが保護されるという誤解がないようにしてほしいという御意見を頂戴しています。

これは最終版の前に寄せられた意見ですので、こういった御指摘も踏まえて最終版は記載ぶりを調整しております。

それから、このスライドの最後のテーマです。生成段階から遡って学習段階の学習を違法とされるのは困るというような御意見がございました。この辺りも記載ぶりは最終的なものでは調整しております。

権利者の側からは、先ほどの「作風」の話でございますけれども、アイデアというものは著作権法では保護されないけれども、やはり「作風」が類似する生成物が大量に出力されてしまうと、これはあるクリエイターがAI生成物で置き換えられてしまうようなことが起き得るので、ただし書に該当するとして、30条の4は適用すべきではないというような御意見も頂戴しております。

逆に、先ほどの将来のデータベース、将来、データベースとして販売することが認められる場合には、これはただし書に該当し得るという中の一要素として、robots.txtのようなクローリング対策を施していて、かつライセンス市場が形成されているというような組合せで、ただし書該当性があり得るというような説明をしているのですけれども、クローリング対策、robots.txtを付しただけでは必ずしも販売予定が推認されるものではないということを明確にしてほしいという御意見も頂戴しております。ここも最終版では少し表現ぶりを調整しております。

それから、海賊版についてもいろいろな御意見があったところなのですが、今回の考え方の中では、海賊版かどうかを事前に事業者が判断して学習回避することは困難ではあるものの、逆に海賊版であることを知っていたにもかかわらずこれを学習して、結果として著作権侵害が起きたような場合には事業者の責任が問われる場合があり得るということを記載しておりますけれども、クリエイターの側からはこれでは足りず、やはりただし書に該当して著作権侵害になるのだということを明記してほしいというような御意見も頂戴しております。

それから、先ほど御説明したように、AI生成物が著作権侵害に当たる場合、利用者のみではなくて、事業者側が侵害の責任を問われる場合があり得るという記載に対しまして、まずはやはりAI利用者が責任の主体であるということをきちんと明確にしてほしいという御意見がございましたので、この辺りも反映をさせていただきます。

それから、最後、やはり生成AIが何を学習しているのかといったようなことをきちんと記録・保存する。そして、最終的には開示するような形で学習用データの透明性を確保することが必要であるといったような御意見も頂戴しております。

それから、AI生成物の著作物性については、両方の立場から保護すべき、保護すべきでないといったような御意見を頂戴しております。

それから、その他としまして、やはり対価還元の動きを促す環境整備をしてほしいとか、それから、関係者がいろいろな議論をできる場をきちんと設けてほしいというような御意見を頂戴しております。

こうしたコメントを踏まえまして、法解釈の話として、趣旨の明確化を、1月15日のバージョンから3月15日のバージョンまでの間に行っております。

一方で、やはりそれだけでは足りないということで、先ほどの懸念の中でも、拡大解釈されることによる萎縮が起き得るといような御指摘もございました。こうしたことがないように、文化庁としましては、まず、この考え方で取りまとめられた解釈について、分かりやすい形で周知をしていく。

それから、利用者による適正な利用を促していくということも重要になってまいりますので、権利者、事業者、そして、利用者に対して、それぞれ分かりやすいポイントを発信してまいりたいというふうに考えております。

それから、御意見の中でもいろいろと、今後もさらなる議論が必要というような御意見も頂戴していますし、法改正を求める声というものもまだまだございます。こういったものについても、あくまでも今回の考え方というものは現時点での考え方をまとめたものになりますので、今後、判例の状況ですとか、それから、AI技術も日々変化をしておりますので、この技術の発展の状況、それから、諸外国でも様々な議論がまだ継続中がございます。こうしたところの議論の状況も踏まえつつ、そしてさらに、③にございますけれども、文化庁として2つ相談窓口を用意してございます。AIによる著作権侵害が疑われる事案についても、こちらに相談をいただいたりすることで事案を集積してまいりたいというふうに考えておまして、こういう状況を踏まえて、必要に応じて適切なタイミングでまた議論は継続していくこととしております。

それから、最後に、やはり今回のパブコメを通じまして、権利者・事業者間の知識のレベルが必ずしも一致していないこと、それから、双方の信頼関係が必ずしも十分ではないというところも見受けられましたので、まずはこういう情報共有の場、例えば先ほどのライセンスの将来的にデータベースとして売るものについて、何が売られる予定なのかといったようなことが分からないと、事業者としても非常に不安定な状況に置かれるですとか、あと、海賊版であることを知りながらと言われるけれども、どこまでが知りながらに入り得るのかといったようなところについても御懸念の声をいただいております。こうしたことを権利者側から共有いただくとともに、逆に事業者側からは、AIの技術の仕組みですとか、それから、著作権侵害対策についてもいろいろな技術が進展できていると思いますので、そういったところの情報を共有しながら、共通理解の醸成に向けてコミュニケーションの場をつくっていききたいということで、この点につきましては経済産業省とも連携をして、文化庁としてこれからこういう場をつくっていききたいというふうに考えております。

以上となります。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、特段、この時点で御確認等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

もしあれば挙手をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

もしよろしければ、先に進ませていただきたいと思います。

資料2に基づきまして、経済産業省から、こちらも5分以内でお願いしたいと思います。御発表いただきたいと思います。知的財産政策室の室長の猪俣明彦様、よろしくお願いいたします。

○猪俣室長 それでは、資料2に基づきまして「秘密情報の保護ハンドブック」・「限定提供データに関する指針」における生成AIに関する記載部分につきまして御説明さしあげたいと思います。

資料2 ページ目（参考）「秘密情報の保護ハンドブック」でございます。

営業秘密管理指針というものを、不競法に基づきまして、法的保護に関することに関しての最低限の水準の対策を求めるものとしてつくってございます。それに加えまして「秘密情報の保護ハンドブック」としまして、企業が保有します秘密情報につきまして、法的レベルを超えて、情報漏えいの対策ですとか、推奨されるような対策。こういったものについて包括的に紹介しているブックをつくってございます。

また、不競法の中には、営業秘密以外に、「限定提供データに関する指針」というものもつくってございます。今回は、生成AIに関しまして、もともと記述が書いてございましたので、変更は加えておりませんが、生成AI以外のところでいろいろな変更はさせていただいているというものでございます。

「秘密情報の保護ハンドブック」でございます。こちらのほうは令和5年に不競法を改正させていただき、その施行が今年の4月でございます。それを踏まえまして、このハンドブックの改正もしたのですが、それに合わせまして生成AIに関することも書かせていただいております。

御案内のとおり、営業秘密はどちらかといいますと、他人の権利とか、そういったものを損なうというよりは、自社の競争力の源泉でありますノウハウとか、そういったものが中心でございます。そういったものが、場合によってはこの生成AIを使ってそれが公になってしまいますと、営業秘密としては秘密管理性を維持できなくなった結果、自社の営業秘密でなくなってしまう、保護要件が損なわれてしまうというような注意があります。そういったことがないように、リスクがあるということを十分注意して対策を講じていただきたいと思いますというのが主な点でございます。

場合によっては生成AIを使うことによって思わぬ漏えいがあり得るということを十分注意していただきたいと思いますというふうに思っております。

こうしたことから、ここに書いたようなことの記述を追加しております。主に、場合によっては社外に流出しては困るような情報、営業秘密など、そういったものを入力してしまつて、それが生成AIの設定によっては社外に流出してしまうようなことがあり得るということでございます。そういったことがないように、しっかりと事前に従業員に対しましてルールを定めて周知をしていくことが重要というのはここに書いてあることを中心点で

ございます。

6 ページ目をお願いします。

こちらのほうはIPAさんにつくっていただいたコラムでございます。より具体的なイメージをしていただくという感じで、例えばAIに質問、プロンプトした場合に出力しているということがあり得るかと思えます。

それ以外にも、経産省から公開されています「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」、そういったものも触れさせていただいておりますが、例えば先ほど申し上げたように、まず、そもそもルールの整備がちゃんとしていなくて、自由に使ってしまって、生成AIを使ったことによって自社の営業秘密などが学習して、そして、漏れてしまうようなことがあり得るかもしれません。

そして、それは自社のみならず、サプライチェーン先でもあり得るかもしれないということでもありますので、こういったことについて、しっかりとルールを定めつつ、さらにはできるだけ、不用意に自分のPCなどで営業秘密に関するような使用は避けたほうがいいのではないかということを書かせていただいております。

以上が「秘密情報の保護ハンドブック」でございます。

続いて、「限定提供データに関する指針」でございます。

こちらのほうは、もともと2018年の法改正のときに、データが価値を生む社会、第四次産業革命ということで、いわゆるビッグデータについても民法上の民事的な措置として差止めを与えるべきであるということで新たに導入されたものでございますけれども、AIに利用したソフトの学習のためのデータセットというものも対象になり得るだろうということで、その当時からこの指針には書かせていただいております。

そして、この限定提供データ、ビッグデータがどういったときに「使用」になるかについては、この「限定提供データに関する指針」のほうでいろいろな具体的な例を書かせていただいております。先ほども申し上げたような、いわゆる学習といったものについても、この限定提供データは場合によっては「使用」に当たり得るということでございます。もちろん、合意を得ていればいいわけですがけれども、もともと限定提供データを持っていた方に許可なく何かするという場合には、こういった「使用」に該当して、やってはいけない行為になる可能性があり得るということで書かせていただいております。

こちらのほうは「開示」でございます。

そういった限定提供データを本人に、データをもともと持っている方に許可なく、例えば第三者がアクセス可能なホームページ上に掲載をしてしまうと、大量のデータをタブレットやスマートフォンのディスプレイやスクリーンに表示させて、それを第三者に閲覧させてしまう。こういったものについては、場合によっては「開示」にも当たり得るということでございまして、民事上の保護を設けているというものでございます。

私の説明は以上となります。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しても、何かこの場で確認等がございましたら挙手をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

もしよろしければ、先に進ませていただきたいと思います。ありがとうございました。

意見交換ということで、本日、事務局より大きく2種類の資料を準備していただいております。一つは資料3「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ骨子(案)」、もう一つが資料4で「横断的見地からの検討について」ということをございます。

本日は、骨子(案)の議論の後、横断的見地からの検討の議論を中心に行いたいと思いますが、まずは、骨子(案)に関する資料として、事務局より資料3の御説明をいただければと思います。

○白鳥参事官 それでは、資料3を御覧ください。中間とりまとめの骨子(案)ということをございまして、柱立てとして、まず「I. はじめに」としまして、背景、そして、生成AIをめぐる様々な現状等について御紹介をするものです。そして、3つ目のところで検討課題としてございますけれども、この検討会では、リスク・懸念への対応等についてということで検討課題I。そして、発明との関係におきまして検討課題IIとして取り上げて御議論いただいていたところでもあります。そして、意見募集の結果も踏まえて、検討課題Iにおきまして、労力・作風の保護、そして、声の保護も追加検討ということをございます。

その後「II. 基本的視点」といたしまして3つ、本検討会で御確認いただいた内容を御紹介しております。特に2つ目のポツにありますAI技術の進歩の促進と知的財産権の保護。これについては、二項対立ではなくて、両立することを目指した姿を意識して検討を進めるということで御議論をいただき、それを柱に、御検討いただいていたところございます。

III. に書いてありますのは、この具体的な内容として、検討課題Iに関わり、懸念・リスクへの対応等についてということございます。

この検討会におきましては、法と技術と契約ということに着目をした御検討をいただいていたございました。法につきましては、先ほど文化庁さんから御報告いただいた著作権法に関するもの。そちらをここでは法的ルール①とし、著作権法以外の知的財産法との関係を、ここでは法的ルール②として、項目立てを整理する案を提示しております。そして、技術と契約ということございますけれども、契約につきましては、特に本検討会では、対価還元を契約で実現するというところに着目をした検討を進めていただいております。そして、その他個別課題として、先ほど申し上げた労力・作風、声ということも含め、4つの課題を示し、その後横断的見地からの検討を行うとの項目立ての案としております。

2ページ目以降は、今の項目立てに沿いまして、これまでの御検討の内容を踏まえて要点を並べております。

2ページの冒頭は、著作権法との関係になります。著作権法制度の概要を御紹介した後に具体的な課題を述べ、そして、具体的な法の適用関係について御紹介するといった構成

としております。

4 ページ以降も同じような形式としておりまして、法的ルール②として著作権法以外の知的財産法との関係におきましては、まず、法制度の概要を御紹介した後、具体的な課題として、学習段階、生成・利用段階等に分けて整理をしております。

その上で、各法律との関係におきまして（3）以降ですけれども（3）では意匠権との関係、（4）では商標権との関係、そして（5）におきましては不正競争防止法との関係であります。

不正競争防止法につきましては、不正競争の類型が幾つかあり、そして幾つか、こちらの生成AIとの関係で、特にピックアップして御議論いただいた内容をこちらで御紹介するという形にしております。（5-1）では商品等表示規制、（5-2）では商品形態模倣品提供規制、そして（5-3）では営業秘密・限定提供データとの関係についての整理となります。

それから、6 ページのほうでは（6）におきまして、知財そのものではありませんが、関連のものとして、肖像権、そしてまた、パブリシティ権についても、既存の裁判例の確認等も行っていただきましたので、併せて記載しております。

7 ページ以下が技術による対応のところでございます。

具体的な課題の確認の後、考えられる技術例について、それぞれどのような技術があるかや、それらについての限界も含めた留意点などの御検討をしていただいたところでもございます。そちらについてまとめているということでもあります。

若干補足させていただきますと、7 ページの上にある（2-1）のア. のところですが、**「ア. AI生成物であることの表示」**の3つ目の*のところですが、AI生成物であることの表示が付されていることにより、当該AI生成物に著作物性が認められないことに直ちになるものではないことに留意が必要、としております。これは文化審議会における今回の検討を踏まえて、こちらにも関連の記述を御紹介させていただいているものになります。

また、イ. の**「コンテンツの信頼度を出元によって付与」**のところにつきましても、2つ目の*において、コンテンツがいかなるプロンプトにより生成されたものかについて、プラットフォーム等のAI提供者において管理し、明らかにすることができるような仕組みの導入も有用と考えられるといったところも、関連で記述させていただいております。

次に、8 ページを御覧ください。

この検討会では法と技術と契約の関係につきまして御検討をいただいております。ここでは、技術による対応策は、法との関係でどのような関わりがあるかということも検討いただいておりますので、そこを見える化をして、こちらのほうに示しているところです。

内容については、これまで御確認をいただきました内容、すなわち、IDやパスワードの回避、それによるクローリングにつきましては、不正アクセス禁止法違反という位置づけがあり得るということのほか、その他の法令との関係におきましては、著作権法、そし

て、不正競争防止法との関係については、今後の技術の動向も踏まえ検討すべきものと考えられるといったようなことを御紹介しております。

9ページは契約による対応ということで、対価還元に関わって御検討いただいたものを御紹介しております。

(2)におきましては、契約で対価還元を実現することの妥当性に関する記述です。一律の対価還元策の制度的措置を講じることは、理論面とともに実際上の対応策としての限界なども御確認いただく中で、民間における対価還元の取組を促進していくということが意義があるだろうということや、権利制限規定の有無にかかわらずそういった有効な契約があれば、それは有効なものとして効力は妨げられないということも御確認いただいたところです。

その上で、考えられる方策例として、追加学習のための学習データ提供などをはじめ、会議で御検討いただいたものを御紹介しております。

また、9ページの下の方にありますけれども「契約による対価還元策の担保について」ということについてです。法的ルールによる担保ということにおきましては、一つは法的ルールとして許諾が必要な範囲が明確になれば、そこは契約による対価還元の実現を行う必要が高いということになりますので、その観点での整理を行っているものです。また、権利者詐称問題への対応という部分におきましても関連のものとして記載しております。

また、技術による担保としまして、このような契約による対価還元を実現していくためには、やはり学習データを適切にコントロール、管理をしていくということも必要であろうということで、自動収集プログラムによる収集拒絶の技術であるとか、あとは、10ページになりますけれども、学習データの追跡・特定も対価還元の実現においては有用なところもあろうということで、関連のものとして紹介しております。

11ページ目が個別課題ということになりまして、先ほど出ておりました幾つかの項目、について、検討会でこれまで御検討いただいた内容を御紹介しております。労力・作風の保護のほかに、声の保護、そして、12ページではデジタルアーカイブ、また、その下のほうですけれども、ディープフェイクの関係を、御紹介しております。

ディープフェイクにつきましては、13ページのところですけれども、ディープフェイクの諸問題は、多くの場合、知財法の保護法益とは異なるものが問題になっていることに留意、という点を確認しております。

14ページが横断的見地からの検討ということで、より具体的な内容は、この後、資料4の関係の中で御討議いただきたいと思っております。まず、問題意識を確認した後に、この生成AIと知財がどのような関係が望ましいのか。その辺りを意識しながら整理をしていきたい、と考えております。

特に、この法・技術・契約の相関関係、そしてまた、AIガバナンスという部分。これはAI全体について動きがあるところになりますけれども、それを知的財産権の視点から見るとどのようなことが言えるか。この辺りのことを御議論いただき、その中で関係

各主体による主体的な取組を期待したい事項も、一定程度明確化できればと考えております。併せて、知的財産権の視点を踏まえた国際ルール・国際標準化といった観点も記載しております。

その上で、社会への発信等の在り方として、普及促進に向けた方策に関する記載を予定しております。

そして、15ページ以下が検討課題Ⅱということで、発明の保護の在り方に関わってのものになります。

検討課題Ⅰにおける法的ルールに関する記載ぶりと同様に、まず、法制度の概要について確認します。また、発明の保護の在り方については、諸外国の動向に関わって、USPTOにおける動きがありますので、その点も簡単に御紹介をし、そして、現行制度の概要、さらには、その運用の状況を御紹介した後に、考え方を御紹介する流れを想定しております。

それから、その次の16ページも同様であり、特に進歩性等の特許審査実務上の課題という観点で、同じような流れで整理をしております。

考え方につきまして、基本的には先ほどの発明の保護の在り方の議論と同じですけれども、現時点では現在の法制度、そしてまた、運用に関わっては、現在のこの取組をベースとしながらも、必要に応じて審査事例の拡充というものを検討すべきことや、AI技術の進展の状況を踏まえた検討の必要性なども触れさせていただいております。

最後、17ページになりますけれども「Ⅴ. おわりに」ということで3つ書かせていただいております。一つは、特に知財とAIガバナンスということを意識したエコシステムの実現を目指していくべく、本中間とりまとめで取り上げてきた内容についての周知啓発、もう一つは、AI事業者等をはじめとする各関係主体がその実現に向けて取組を進めていただきたいということに対する期待感や、その取組促進のための周知啓発という関係では、AI事業者ガイドラインの動きも別途ございますので、そちらとの連携の在り方も検討課題になると考えております。

そして、一番最後のところですが、本検討会の今回のとりまとめは、「中間とりまとめ」としておりますけれども、横断的な見地からの検討について、現在、集中的に御議論をいただいていたものは一旦区切りとしつつ、また、各法令横断的な検討の必要が今後生じてきたときには、引き続き検討を行うことが必要ではないか。このような形で整理をさせていただいております。

以上、中間とりまとめの骨子（案）について概略を御説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございました。

ただいま御説明ありました中間とりまとめ骨子（案）について、御確認いただき、御審議をいただきたいと存じます。なお、説明がございましたように、骨子（案）の中の「横断的な見地からの検討」のところにつきましては、この骨子（案）の御確認の後に別のセッションということで議論をさせていただきますが、まず、この骨子（案）について、こち

らについては、今まで御議論いただきまして、いろいろな御意見を反映させたものということでございますが、構成や内容について、加えて御意見のある方がおられましたら、ぜひ挙手をしていただいて御意見をいただきたいと存じます。お手元の挙手ボタンでお願いできればと思います。

いかがでしょうか。

奥邨委員、お願いいたします。

○奥邨委員 ありがとうございます。

細かなところはまた別途ですけれども、7ページのところで、利用者が識別できる仕組みについて記載しているところについてです。現在、EUやアメリカで、AI生成物である旨を表示することについて、EUはAI Actで規定し、米国でもソフトロー的な取組や大統領令で一部定められているのですけれども、ここに書いてある内容は、それらよりも広い範囲になっています。その辺、意識して広く書いてあるのであればそれで構わないと思いますが、そうなのかどうか検討が必要、またh、情報提供が必要なかなと思っています。

と言うのも、EUや米国の取組では、誰が表示するのかという点は、基本的に、サービス提供者が表示する、または、サービス提供者がそういう表示ができる仕組みをつくるということであって、利用者が自分で表示するということが、必ずしも義務になっているわけではないように理解しております。あと、表示自体も、人間向けにAI生成物と書くとかということではなくて、機械可読式であることとかというような条件がついていたりしていたと思いますので、この資料に書いてあるよりも少し狭めというか、できる範囲でというような感じになっているところがございます。この資料自体は、ここでは広くするだということもそれはそれであるのですけれども、その場合は、EUや米国と差があるのだよということ意識をしておいたほうがいいのではないかなと思うところであります。

私のほうからは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

福井委員、お願いいたします。

○福井委員 福井でございます。今回も充実した取りまとめ、資料をありがとうございました。

私は、資料3の9ページ、契約に基づく学習利活用についてお話をしようと思います。

これは先日、エヌビディアのフアンCEOも、開発会議において、日本語や日本のコンテンツに基づくAI開発を海外の第三者に委ねる理由はないではないかということを提言されたと報道されていますね。その意味でも、こうした契約に基づく学習利活用というものは今後も非常に重要なことになっていくだろうと思います。

ところが、実際、どう組めばいいのかということについて、御相談も少なからずありますし、権利者、創作者、あるいは開発側、双方どう組めばいいのかでまだ迷いが多いように感じるのです。というのは、なかなかそういう組み方や契約についての情報が少ないからです。

海外の例だと、報道や出版の情報・言語データについて、若干の情報がありまして、例えばOpenAIがドイツの大手アクセル・シュプリングァーに3年契約の一部で数十億円を提示した、あるいは報道各社に1年間で100万から500万ドルぐらい提示した、アップルが大手の出版や報道機関に5000万ドル、75億円で複数年契約を提案したなどが報道はされているようです。

ただ、それで妥結をしたケースが多いという情報には必ずしも接しておらず、御存じのとおり、ニューヨーク・タイムズは決裂をしておりますね。ニューヨーク・タイムズは裁判において数千億円は逸失利益がある、あるいはそれだけの経済価値があるはずだということを出張しているようで、まだ開きが大きいようにも感じます。

それ以前に、この数億円、数十億円が一体、何に対する対価なのかが必ずしも分からないのです。ただ何年契約という言葉が飛び交っているので、恐らくは学習可能な期間ではないかなと想像します。1年間、この報道機関のデータを学習してよいと。多分、その学習済みのモデルは、その後、ずっと使っていいのだろう。その学習可能な期間なのかなと思うのですけれども、これですと、持ちかけられたほうが、その学習済みモデルが、その後、どのぐらいの利益を生み出すのか、どういうチャンスがあるのか、必ずしも読めないもので二の足を踏むのではないかなという気もするのです。

そうなったときに、なかなか難しい課題はあると思うのですけれども、権利者側はその学習済みモデルによって生み出された収益のシェアを将来にわたって受け取るとか、あるいはそうやって学習用のデータを提供することによってAIを開発するということは、言わば共同開発なのだから、その学習済みモデルについても権利共有するとか、そんな契約についても幾つかのパターンがあり得ていいのではないかなというふうに感じます。

そうすると、事例や情報の集積という言葉がこの資料3でも、あるいは先ほどの文化庁さんの説明にもあって、本当に重要だと思うのですね。政府にできることとして、こうした契約に関する情報の集積や、民間に対する提供、ビジネスのありようや、もしアクセス可能なものだったら、契約条件についての情報の提供などがあると本当に現場は参考になるだろうなと思ったものですから、申し上げました。

長くなりましたが、以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、田村委員、お願いいたします。

○田村委員 どうも。田村です。

2つほどお話ししたいと思いますが、まず1つ目は、最初のほうの基本的視点というのがどこかにあったと思うのですけれども、この資料3の1ページになりますか。ここの基本的視点の多分、2.の中になるのかなと思うのですが、骨子なので、今後の文章次第というところですが、1つ入れたほうがよいかなと思ったのが、やはり将来の視点というものを入れたほうがいいのかと思っています。

ここで技術の進歩の促進という観点まで入っているのかと思うのですけれども、それと

申しますのも、先ほど文化庁さんからのお話もありましたけれども、今、すごく過渡期で、非常に対立が先鋭化していると思うのです。AIを利用しようと考えている方と、逆に既存のAIをあまり使わないクリエイターの方との対立がすごくあるのですけれども、将来、どんどんAIが浸透していく中で、そういう今の過渡的な状況が変わって、多くの方が、クリエイターも含めて、AIも利用しながら、かつ自らも創作していくというふうな方が今よりもどんどん増えていくと思うのです。

だから、やや近視眼的に現状の対立に目を奪われた解決ではなくて、5年、10年先をにらんだ視点を打ち出そうということをごどこかでお書きになったほうがいいのかというふうにも思っております。ここで書くのか、あるいはガバナンスにも関係するので、ガバナンスのところを書くのかもしれませんが、一応、そのように感じていますというのが1点目です。

2点目は竹中委員の、これは当然、会議体に提供されたものと理解してよろしいのですね。だから、竹中委員の骨子（案）に関する御意見についてコメントさせていただきたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

○渡部座長 お願いします。

○田村委員 この骨子（案）で、特許の関係で、発明者の判断基準が違っているとすれば大きな問題なので、早急に国際調和に向けての議論を開始すべきだというようなお話が書いてあります。

それで、日本ですと、この骨子（案）にもきちんとまとめていただいたように、従来の裁判例の考え方ですと、技術的思想に焦点を当てて、技術的思想の特徴的部分に関与しているかどうかで発明者を判断する。

他方、私は一次資料できちんと理解しているわけではありませんが、竹中先生が今までお書きになられた論文とかも拝読すると、アメリカでは技術的思想という考え方がそもそもあまりアメリカ特許法に皆さん使わないので、むしろ、このクレームに係る構成要件に関与しているかどうかで判断していくということで、大きな違いがあるように思います。確かにそうだと思うのです。

ただ、この問題はAIに限らずというか、むしろ、AI以外のところでずっと長らく問題というか、違いがあったのです。だから、今までもずっと何十年も違いがあって、しかし、特に大きな混乱もなく動いているとすると、突然、AIになったからといって急に始める必要は多分ないのだろうというのが私の意見です。喫緊の課題とまでは全然思わないということをお願いしておきました。

あと、著作権の登録についても、日本ですとアメリカと違って、著作物の登録というか、著作物を認める登録という制度はないので、竹中さんのように何かしなければいけないというのは、これも私はそんなに思わないということも付言しておきます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

中間とりまとめにつきましては、これは中間とりまとめ（案）として準備をするということになります。今、奥郵委員、それから、福井委員の御発言に関してはもっともだと思いますので、その点、どういうふうに加味するかというところでございますが、竹中委員の紙と、それから、今、おっしゃりました発明要件について、技術的思想、あるいはクレーム。そこら辺は確認をさせていただいて、そこをどういうふうを考えるかというところは座長のほうで検討させていただくと。

○田村委員 田村ですが、私の趣旨は今の骨子（案）でよろしいということでありませう。

○渡部座長 ありがとうございます。

竹中委員の意見もでございますので、そこは検討させていただきますが、いずれにしましても、中間とりまとめ（案）の準備はさせていただきたいと思っておりますので、これにつきましては座長のほうで案を準備するという一任させていただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、先に続けたいと思っております。横断的見地からの検討ということで、こちらは資料4-1及び資料4-2についてでございます。事務局より御説明いただければと思っております。

○白鳥参事官 まず、資料4-1を御覧ください。検討課題Iに関わりまして「横断的見地からの検討について（討議用）」というものでございます。

先ほど骨子（案）の御説明の中で申し上げたように、まずは問題意識ということから御紹介しております。2ページにありますけれども、法と技術と契約、それぞれの手段について御検討いただいておりますけれども、各手段は相互に関連し得るものであると。よって、横断的な見地から検討して、知的財産権による保護の範囲とAIガバナンスの観点とを踏まえて、この生成AIと知財権との望ましい関係の在り方を探る必要があるのではないかと、まず書かせていただいております。

特にAIガバナンスの文脈におきましてはいろいろなリスクが生成AIについては指摘されています。知的財産権というものは、ある意味、それらのリスクの一つにすぎず、全体としてはより広いリスクが言われている中で、そのガバナンスの観点からの対応に関わりましては、AI事業者ガイドラインが、総務省さん、経産省さんから出されており、今、それらの統合作業が行われているという状況となっております。

このAI事業者ガイドラインでも確認をされておりますが、AIについては「人間の尊厳が尊重される社会」等々の考え方を尊重して、その実現を追求する社会を構築していくべきだということで、その実現においては、AIの開発・提供・利用に関わるいろいろな主体の方々の自主的な取組をなしに実現することはできないものでございます。

したがって、AI事業者ガイドラインも踏まえつつ、他方で、我々のこの会議体は知的財産権に着目した検討体でございますので、この生成AIと知的財産権との望ましい

関係の在り方を探る中で、関係主体が取り組むこととしてはどのようなことが期待されるのか。そのような事項を検討することは、AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立という、この検討会での基本的視点に掲げられているような内容を実現していくために、各主体による連携した取組を後押ししていくという観点から有益であると言えるのではないかとといった問題提起を、まずさせていただいております。

そして、3ページになりますけれども、この生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方ということで、法と技術と契約の相関関係につきましての確認的な内容を、こちらに御紹介をしております。

リスク回避ということの関係で言いますと、やはりどのような法的ルールなのか。この辺の理解を土台にしながら、この法・技術・契約の各主体が相互補完的に役割を果たすということをまず意識する必要があるということでもあります。

こちらでは例示としまして、今回、文化庁さんで整理をいただいた法的ルールについて、AI学習の点に着目してみますと、著作権法の30条の4を中心に議論を進められてきておりましたとおり、基本的にはAI学習は原則、許諾不要ではあるわけですがけれども、他方で、享受目的が併存するであるとか、ただし書にあるような著作権者の利益を不当に害するようなケースとか、一定の場合には許諾が必要な部分もあるということでもあります。

その場合に、許諾が必要な利用であれば、そこは契約によって、データを有償提供して対価還元を図るといった方策をさらに進める必要性も高いと考えられます。また当然ながら、骨子（案）でも御紹介しておりましたけれども、そのような権利制限規定の有無にかかわらず、こういった契約による対価還元は、非常に有益であるということもございます。

そのような関係で、この図にありますとおり、法と契約との関係につきましては相互に関係性が非常に深いということでもあります。

また、契約の部分において、学習データの提供などがあるということではありますが、その場合も、データをやはり適正にコントロールをしておかないと、それが他に漏えい等をしてしまうと、対価の還元も図れなくなります。そのような観点からも、やはり技術をうまく併用していくということも大変重要になるということで、図の左下にある「技術」と、そしてまた「契約」との関係も、相互に関係するということでもございます。

また、「法」と「技術」ということの間わりにおきましても、例えば技術的な措置の間わりの中で、ID・パスワードの回避を行えば、そのような技術の回避ということにつきましては法律違反ということもあります。ですので、この「法」と「技術」というものも、相互に補完したり担保したりする関係性がある。このようなことをまず確認した上で、それらの相関関係ということをより意識しておく必要があるということでもあります。

その上で、その次の頁になりますけれども、知的財産権の視点からのAIガバナンスということもございます。

AIガバナンスの議論との連動ということで、マルチモーダル化というものがやはり生成AIについてはさらに加速しているということと併せて、この会議体でもいろいろ御確

認をいただきましたけれども、必ずしも知的財産法が保護対象として明記をしていないものに関わっての懸念の声なども出されています。また、実際に、法的な観点についても、境界線は必ずしも明確な場合だけとは限らないということもございます。

したがって、この赤字のところになりますけれども、知的財産法のルールのみでは解決できない点も複合的に関わることも踏まえ、AIガバナンスということにより着目をして、そして、AIに関わる幅広い関係者が、今、御確認いただきました法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせながら連携して取り組むことが必要なのではないか、という問題提起としております。

AI事業者ガイドラインにおきましては、共通の指針とし、人間中心、安全性、公平性、アカウントビリティなどの考え方が示されております。ある程度、こうした観点も意識をしながら、知財の観点からも、何らかの方向性を打ち出すことはできないかというところでもございます。

そこで、5ページに移らせていただきます。

先ほど来出ておりますけれども、基本的視点としても示しており、また、先ほど御議論でもいただきましたAI技術の進歩と知財の適切な保護の両立。そのエコシステムの実現ということを目指すという姿をまず確認をしてはどうかということで、こちらにエコシステムの内容として、ここにイメージを書かせていただいております。

すなわち、「コンテンツ創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積し、高度な生成AIが開発・提供されることで、新たな創作活動につながる好循環」ということを目指していくことが望ましいのではないかと。そして、その実現のためには、AI開発者・提供者であれば、例えば、契約による学習データ取得と対価関係や、技術的措置をうまく併用して活用していくことが考えられます。権利者であれば、AI学習を望まない人、そしてまた、AI学習にデータを提供した人の双方の方がいらっしゃると思われ、いずれの場合であっても、技術的措置の採用は重要な検討事項になると思われ、このほか、積極的にデータを提供したり、新しい創作にAIを活用していくこともあると考えられるのではないかと、ということでもあります。また、AIの利用者におきましては、例えば、そもそも、知財権に配慮したAIかどうかといったような、生成AIサービスが信頼できるか否かをまず確認した上で、どの生成AIを使うかを判断しましょうといったことや、そもそも、やはり悪用しないといったようなことも求められることではないかと、一つイメージとして書かせていただいております。この辺りの方向性等については、さらに深掘りをして御意見いただければと思います。

この観点で、6ページになりますけれども、今の法・技術・契約の観点におきまして、法については、法的ルールの正しい理解と適正な運用、技術につきましては、技術的措置の活用によるAI学習・提供・利用の適正なコントロール、そして、契約につきましては、良質なAI学習コンテンツに係るライセンス市場の形成と権利者への対価還元。これらを適切に組み合わせながら、各主体には連携した対応が期待されるだろうということ。

そこで7ページになりますけれども、具体的にどのような取組が期待されるのかどうかについて、これをある程度具体化できないかということについての問題提起でございます。

ただ、その際、取組例を明示していく上におきましては、一つは、先ほど出ておりました共通の指針という、AI事業者ガイドラインにて示されているものを意識しながら示していくとともに、あとは誰を主体として設定すべきかということも、検討が必要です。こちらに5つ、このスライド上は明記しておりますけれども、①から③までがAI事業者ガイドラインで明示しているところになります。知的財産権との関係で言いますと、やはり学習データを提供する側にもなる「権利者」の位置づけも大変重要だというふうに思われますし、また、「一般利用者」も併せて想定する必要もあるのではないかと、ということで書かせていただいております。

また、ここに御検討いただいて示す内容は、これにより何か全て完結するというものではなく、また、AIの普及、利用状況なども踏まえながら、また、各主体が置かれる状況なども踏まえながら、具体的にどのような在り方が最適なのか。これは常に最善の状況を見据えながら、改善しながら取り組む必要があることではないかなということでありまして、そういった意味で、誤解のないように、これはあくまで参考事例と申しますか、各主体が検討する際の材料の提供としての位置づけであるというところは、確認しておく必要があるということでもあります。

具体的な内容は資料4-2に列記しております。

また、スライドをまず引き続き御覧いただきますと、8ページになります。国際ルール・国際標準化に関わる内容をお示ししております。

欧州・アメリカ等で、国際標準化に向けた議論が進展している中で、我が国の企業によるAIビジネスの国際展開を促進するためには、知財権の適切な保護・管理の観点も踏まえた国際ルール形成や国際標準化が必要ではないか。

具体的には「例えば」として、AIの信頼性や安全性を担保するための機械学習用データの品質に関する国際ルール形成や国際標準化の場で、知的財産権の適切な保護・管理の観点で必要な議論を提供できるよう、調査研究等を通じて検討する。

このような点についての問題提起をさせていただきます。

その上で、9ページですけれども、この横断的見地の最後の箇所になります。社会への発信等の在り方ということです。

ア. につきましては、前提としまして、やはり法的ルールに関して、特に知財とAIということに関わる正しい理解がまず必要であり、その上で、AI技術の進歩の促進と知財の適切な保護の両立ということを実現していくために、各主体の取組が望まれるのではないかとしております。

実際の普及啓発に関わりましては、著作権関係で言えば、文化庁さんの御発表にもありましており、さらに著作権についての周知啓発なども行われる予定とされています。また、不正競争防止法関係では、限定提供データと営業秘密に関わりましては、先ほど経産

省さんから御説明いただいたような、ガイドライン等の周知等もあるということでもございます。また、AI事業者ガイドラインの動きも別途ございます。

そういうことも踏まえつつですけれども、一番下になります。この生成AIと知財との関係につきましては、本中間とりまとめで示す内容も踏まえた各主体による連携した取組と、今後のAI技術の進展の状況も踏まえた必要な検討の継続、そして、周知と具体化を進めることによって、生成AIと知財に関する正しい理解が広まり、そして、適切な生成AIの開発・提供・利用の促進と、コンテンツの振興が図られることが期待されるのではないかとしております。

あと、これは基本的にはお読みいただきたいと思っておりますけれども、資料4-2におきましては、先ほどの参考事例として、検討材料として、各主体にお取り組みいただくことが期待される事項例をお示ししています。

基本的には、事業者ガイドラインに書かれているような考え方を参照しながら、この検討会で御議論をいただいてきた内容を踏まえて、知財の観点から、一定程度、考え方を整理するということで、資料を準備させていただいたものです。

2 ページからはAI開発者ですけれども、これはデータ前処理・学習時においては適切なデータの学習ということで、契約の観点であるとか、技術の観点、そして、その前提となる法的ルールの理解の観点などをお示ししております。AIの開発時におきましても、リスク回避のための技術の採用ということで、同じように技術とか法的ルールの確認の視点、また、トレーサビリティの向上の視点。また、開発後に関わりましては、ステークホルダーへの情報提供、そしてまた、リスク回避への配慮といった観点などを入れております。

3 ページ目のAI提供者につきましては、AIシステムの実装時ということで、技術の採用、そしてまた、適正利用に関する提供ということに関わっているものであるとか、また、システム・サービスの提供後におきましても、情報提供などについての事項を記載しております。

4 ページ目におきましては、AIの業務利用に関わりまして、安全性を考慮した適正利用、そして、入力データ等に含まれるバイアスへの配慮に関わるもの、また、情報提供などの事項を記載しております。

また、5 ページ目は、特にAI事業者ガイドラインに直接の論点にはなっていないものになりますけれども、権利者のところにつきましては、一つは、AI学習用データ提供の場面ということで、具体的には、例えば、情報解析用にデータを整えて、AI開発者等とデータセット提供に関する契約を締結していく。この形にすれば、現在の30条の4のただし書に該当し、許諾が必要な利用になると位置づけられ得ることが、法的なルールの観点で確認されているところでもありますので、その観点から記載させていただいているところでもありますし、また、それともかかわらず追加的な学習のためにデータを提供していくといったところも有効であるということで、この辺りのことを事項例として記載して

います。また、それらの実現においても、関連の技術的な措置の採用が考えられるということも、これまでの検討を踏まえて書かせていただいております。また、AI学習をされたくないデータについては、やはりそれを管理するという観点での技術の採用も考えられますし、そのような技術例として、学習を妨げる技術として、ノイズの付与などということに関わりましても御議論いただいたところを記載しております。また、リテラシーの向上といった観点でも記載をしております。

最後に、一番下にありますのは一般利用者になります。知財に配慮しているAIサービスかといった点の確認をした上で、どのAIを使うかを検討し、判断するということが望ましいのではないかとといったことのほか、あとは生成物について、SNS等でそのまま掲載すると知財財産権の侵害として問われるリスクもあるということも今回の法的整理の中で一定程度明確になってきているところでもありますので、あくまでそういったものについては個人的・家庭内での支援にとどめるという必要があるのではないかとといったようなことなどを記載させていただいております。

概略の説明で恐縮ですけれども、事務局からの説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明ありました資料4-1、資料4-2につきまして、内容について、あるいは方向性について、自由討議をお願いいたしたいと存じます。

なお、こちらにつきましても、竹中委員から提出いただいた資料について言及がございますので、御参考いただければと思います。

挙手をお願いいたしますが、いかがでしょうか。

岡田委員、お願いいたします。

○岡田（淳）委員 岡田でございます。

私からは資料4-2についてコメントさせていただきます。まず総論として、各主体に期待される取組例ということで、AI事業者ガイドラインでは知財の論点の記載については必ずしも十分ではない部分もある印象をもっていたので、こちらの検討会でこのようにきちんと整理するというのは非常に有用な取組かなというふうに思っております。

次に各論として、2点ほどコメントさせていただきたいのですが、まず1点目がAI開発者のところでして、この中の「データ前処理・学習時」の「適切なデータの学習」という項目があり、もちろんベストプラクティスとしては異論があるわけではなくて、ライセンス市場等が成熟していけばいいなというふうには思っているのですが、ただ他方で、著作権法の30条の4が権利者の利益と非享受目的の一環である情報解析による利用の双方のバランスを取る形で一定の権利制限規定を置いている中で、許諾されたものしか学習できないとか、権利者の意向どおりにしないといけないといった点を学習段階でそこまで強調するというのは場面によってはやや疑問も生じるころかなというふうに思っております。例えばEUでも、研究目的であればAI学習の自由は確保されていて、権利者が契約でオーバーライドすることはできないということが明記されています。

AIガバナンスの文脈で言うと、透明性や説明責任、そして、出力結果の侵害回避などを強調するというのは非常に重要だと思うのですが、何を学習することができて、何を学習することができないかという点については、30条の4という法律の規定がある中で、権利者の意向を尊重するという趣旨を強調しすぎるとそれが独り歩きしてしまい逆効果もあるのかなというふうに思っています、既存のビッグテックだけでなく、新興の日本のAI産業を育成していくという観点からの副作用も考えないといけないなというふうに若干思っているところです。

現在のドラフトの記載自体に反対するわけではありませんが、この部分が、データ学習に際して権利者の意向どおりにしなければならないというニュアンスで独り歩きするのがやや危険かなというふうに思ったので、コメントさせていただきました。

2点目として、今度は「権利者」の欄に「AI学習用データ提供の場面」という項目がありますが、情報解析用にデータを整えて契約を締結しましょうとか、ファインチューニングのための学習データを提供しましょうとか、データ取得を回避するための技術的措置を採用しましょうという点は、もちろんそのようなアプローチを希望する権利者がいればそうした方がよいと思うのですが、政府として権利者にどういことを期待するというメッセージとしてどこまで発信するかというのは、権利者が自分で決めることであって、提供したい人は提供すればいいし、やめてほしい人はそのような技術をできるだけ使えばいいというだけの問題のような気もしていて、権利者にこれらの事項を期待するというメッセージを打ち出すというのが本当に適切なのかなというのは若干疑問もありました。

もちろん、実際に契約を締結したい権利者がいる場合に、先ほど福井委員もおっしゃったように、契約の実例などの情報提供も含めたサポートをするというのは政府として非常に重要だし、技術的措置については、それが法的にどのように評価されるのか、回避の可否も含めて法的にどう解釈・整理していくのかという点を側面からサポートしてあげるとは重要だと思うのですが、権利者に対して期待する事項という観点では若干違和感もありました。この点も、現在のドラフトの抽象的な記載に直ちに反対する趣旨ではないのですが、懸念点をコメントさせていただきました。

以上、2点です。

○渡部座長 ありがとうございます。

奥郵委員、お願いいたします。

○奥郵委員 ありがとうございます。

3点で、まず1点目は、ちょうど今、岡田委員がおっしゃったことを伺っていてそうだなと思ったのですが、特に取組例とかガバナンスのところなのですが、法的なことを超えて何かやりましょうという話と法的な範囲でやらなければならないことがごっちゃになるというのはよくないなと思います。これは、私が法律家ですので、どうしてもその立場から申し上げてしまいますので、全体として最終的にどうされるかはお任せします。ただ、法的に許されていることをやらないという話、どうしていくかという話を、

ガバナンスという言葉の中で、根拠がよく分からないままに、ざっくり提案していくのは、少し気になります。どういう意思を持って、誰が何のために、というのをはっきりしていないと、実際にこれが文書化されて世の中に出たときに、受け取った皆さんが、これが何をもたらすのか、自分がやったことがどういう責任をもたらすのかなどについて、困惑するところが出てはいけないと思います。ですので、法的にやってはいけないこと、倫理的にやってはいけないこと、何とかのルールでやってはいけないこと。それにプラスしたガバナンスの部分とか、層を分けて説明するほうが安心できるのかなというのは何って思います。一意見です。

それから、全体との関係で、パワーポイントの資料での6ページ、2ページとも関係しますけれども、ここでおまとめいただいている法律と技術と契約の3つでエコシステムを考えていくというのは非常にすばらしい考えだと思うし、実際重要だと思っております。ただ、補足して申し上げますと、この3つの関係というものはスタティック、静的なものではなくて、アクティブ、動的なものなので、例えば訴訟があって、あるルールがはっきりすると、あるべき技術の姿とか契約慣行というものもその訴訟の結果を踏まえてまた変わってくるわけです。それから、ライセンスがどんどん進展していくと、それをバックアップするような技術とか法律が求められるということもあります。また、技術が進歩していくと、今、法的に心配していたことが実は心配しなくてよくなったり、取引慣行も変わってくる、ということもあるわけです。このところ、PDCAサイクルというのは、私はあまり好きではないですけれども、PDCAサイクルと似たようなところがあって、どんどんと進歩していく動的なものなのだというのを、エコシステムという以上は、やはり考えていかないといけないのではないのかと思っています。この3つがどこかで固定するというものではないということです。

それとの関係で、8ページの国際ルール・国際標準化の話のところですがけれども、国際的な標準化がなされたときに、それがどう実装されていくのかということと、法的な担保がない場合、国際的な標準というものは、技術と契約によってそれが社会に実装されていくわけですから、そういう点ではこの国際標準の議論というものも同じように、さっきの法と技術と契約の取組の一環であるという位置づけができると思っていて、そういう意味でも非常に重要だと思っています。特に、ここでは批判はしませんけれども、EUのAI Actのような形で、ある種、知財法から見れば域外適用みたいなことをおっしゃっておられる分なども考えると、それを各事業者の方が個別に考えるというよりは、ある程度、そういうことも全部踏まえた国際的な標準ができて、それに従ってやっていけば大体の国で安心してビジネスができるという環境をつくっていくというのは非常にいいことだろうと思っております。

ここでさっき3つの関係が重要と申し上げたのは、国際標準ができたとしても、やはりそれを各国レベルの法律で担保していかないと、標準に従ったから大丈夫かということ、そうでもないところもいっぱい出てくるわけですから、標準と法律が助け合うということが

必要。例えば、権利がクリアですといっても、間違っていた場合にどうなるかという、権利制限規定があると安心できますねとか、そういう仕組みになっていくわけですので、その辺もさっきの2ページ、6ページ、8ページは関係するという形でお進めいただければ、利用者の方、権利者の方、システムを提供する事業者の方にとっても安心して進めていけるのではないかなと思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、福井委員、お願いいたします。

○福井委員 こちらもありがとうございます。

まず、では、私からは資料4-1の8ページです。国際的なルール・標準化について申し上げます。

まず、全般に資料については、私がここで申し上げていたことも随分と取り入れていただき、そのことに感謝いたします。全般には非常に良いおまとめとを感じるわけですが、特にこの国際的なルール標準化及び全体の資料の関わりについては、今、奥郵委員のおっしゃったことは卓見であったなというふうに感じます。

一例を挙げると、海賊版からの学習です。国内でもやはり随分とパブリックコメントでこれを不安視する権利者の御意見もあったようですが、現状、例えば漫画の海賊版の例を御紹介すれば、日本の漫画のオリジナル日本語による海賊版サイトへのアクセス数は、ここにいる皆さんの御協力もあって、現在、最悪期の4分の1、月間1億アクセスにまで抑え込むことができています。これは大変にありがたいことなのですが、他方で日本の漫画の他言語翻訳版の海賊版サイトへのアクセスは実は増え続けておりまして、現在、英語への翻訳版の上位3サイトだけで月間2億5000万アクセスを超えています。さらに、各国語のものもこれを上回るペースで増えておりまして、恐らく全部合わせると、漫画の海賊版サイトへの世界のアクセス数は月間で8~10億セッションぐらい、PVで言うと80億から100億PVぐらいに達するだろうと思うのです。これはどのぐらいの規模かという、滞在時間を勘案すると、TikTokの全世界の全滞在時間を超えますというほどのインパクトです。

こうした海賊版は、言語により、また、その国、アクセスする人々の国の状況によって簡単に一律に論ずることはできないのですけれども、とはいえ、海賊版サイトにはrobots.txtは通常ありません。そうしたこともあって、現在、恐らく日本の漫画の学習の本丸が海外でのこうした違法サイトも含めた学習であることは間違いない状況です。そうすると、対策がやはり国際的なルール標準化の視点抜きにしては難しいだろうと思う。このことを申し上げたいと思います。

急いでもう一点だけ、資料4-2、5ページの権利者について、先ほど岡田委員のおっしゃったことはもっともであろうと思うのです。恐らく権利者は現在、不安あるいは被害感情が非常に強い状況で、何ができるか分かっていないケースも多々あるだろうと思いま

す。そういう権利者にこういうことができますという選択肢を情報提供してあげるということが恐らくは政府の役割の一つであろうなと感じますので、そんなような感想を申し上げておきます。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、福田委員、お願いいたします。

○福田委員 福田でございます。

スライドの3ページ目か、6ページ目で、先ほどお話にありましてとおり、5ページ目にはエコシステムみたいなところが出ておりましたが、やはり事業者側の立場としても正しいプレーヤー、正しい事業者、正しい利用者のところで正しくAIが利活用されていくべきだとは思ってはおります。

一方で、ここにありますとおり、例えば法と技術の間の部分というところで、やはり解釈に関して、私どもも著作権に関してはパブコメを送らせていただいておりますけれども、やはりこの技術の部分に関して、これは技術的にも運用的にもまだまだ課題はありそうだなというところはございます。あまり細かいことは触れないですけれども、例えばIDパスワードの回避みたいところで不正アクセス禁止法というところは分かりますというところなのですが、例えばrobots.txtを無視するようなクローラーを使うところ、先ほど福井先生からあったとおり、そもそもないようなサイトを運用しているところで、そういったところで刑事・民事でルールを守らない方々を律することができるのかどうかというところは考えないといけないのかなとは思っております。

やはりこの委員会で話すべきところは、著作権以外の部分も含めて、広く権利というところで話すところができるとは思っておりますので、著作権で議論すべきところ、不正競争防止法で話すべきところ、各法律で議論すべきところというところも含めて、様々、この技術と法であるとか、技術と契約であるとかという部分に関しては、また私どもも含めて、技術系のメンバーがきちんと考えなければいけない部分があるのかなというところと、あとは運用に関しても周知を広めていって、やはり事例を増やしていかないことには判断がつかない部分というところはあると思いますので、そういうところの発信も今後進めていければと思いますし、御協力できるところはできればと思っております。

以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

新委員、お願いいたします。

○新委員 もう既に岡田委員、奥邨委員が言われたことの繰り返しの部分もあるのですが、スライドの5ページのところで「例えば」というふうになっているのですが、やはりAI開発者・AI提供者のところの部分で対価還元というふうに明確に書かれていて、そういったものが非常に競争を取っているように見えるのが気になりました。もちろん、これは例示にすぎないので、必ずしもこのパターンというものが広がるものではないという、た

だしのために「例えば」という文言が入っているというふうに理解をしているのですが、少しその部分が間違っていて理解されてほしくないなというふうに思いました。

私自身も、これは技術的な進捗によって、ここの組合せ方とか新しいパターンというものが確実に出てくると思っていますので、そういったものが何らかの形で反映されておいて、これ自体がおかしな解釈が広がったりしないようになってほしいなというふうに思いました。

一つ、意見でございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

江間委員、お願いいたします。

○江間委員 どうも、おまとめいただきありがとうございます。

先ほどのパワーポイントの3ページ目のところで、こちらでも分かりやすくおまとめいただいて、ガバナンスの観点とかも入れていただいて、非常に分かりやすくなっておりがたいなと思います。同時に、私もほかの委員のお話の繰り返しになるところがあると思うのですが、先ほどのお話からも、これから技術がどんどん発展していくにしたがって、また、いろいろ動いていくというアクティブなところもあるというところがあったので、この図をさらに複雑にすることはしなくてもいいとは思いますが、何か文書のところで書かれるという場合にいろいろ、ほかのアクターという形で、裁判所ですとか、あるいはこういう委員会とかが調査検討とかを引き続き国際的なことに関してしていくというところであれば、窓口となっているいろいろ情報提供がしていけるみたいな形で何か残せるのであれば、そういうような母体といいますか、内閣府とかの関わりみたいなものも書いていただくとありがたいのかなと思っております。

なぜかと言いますと、権利者のところが私も気になっております。資料4-2のほうの取組のところで書かれている5枚目ですか。既に今までも御指摘がありましたとおり、売るといふか、権利を持っている人がちゃんと提供することを目的としてやっている場合はこういうような選択肢があるということでは、書き方は強制ではないようにするとか、そういう選択肢があるという見せ方はありなのかもしれないのですけれども。クリエイターの方も権利者に入っているということで、そもそも、こういうやり方が分からない方とかという人たちもいる。要は、弱い立場にいるような人たちに対して、「こういうことをやってください」と言っても、契約の立場上、強く言えないとか、そういうような人たちにもこういうことをできるのか。そういう人たちに対するサポートですとか相談窓口みたいなところというものはこのアクターの中のどこにいるのだろうかというのが気になります。もしこういう内閣府の中で知財のこの事務局みたいなところが引き続きディスカッションしていったり、何かサポートするような仕組みだとかツールとかというものを、提供を今後もしていけるようであれば、そういう弱い立場にいる人たち、情報をなかなか収集することができない人たちに対するサポートみたいなところもないと、これをお願いするというか、やってくださいというのは難しいのではないかなと思ったところです。

具体的な解決案があまり私のほうでも提示できないので、ほかの構成員の皆様の方がむしろお詳しい方もいらっしゃるかなと思ったので、コメントです。

○渡部座長 ありがとうございます。

岡崎委員、お願いいたします。

○岡崎委員 法・技術・契約の関係をきれいにまとめていただき、ありがとうございます。AI開発者としてもすごく有益だと考えております。

私からは【AI開発者】と書いてある2ページの資料のところなのですが、データの前処理・学習時については別の委員から御意見がありましたので、私はAI開発時、下のほうについて意見を述べたいと思います。

あと、生成AIは言語と画像で作り方が大分異なるので、一くくりに説明するのは難しいのですが、言語の生成AI、要するにLLMについてお話ししたいと思うのですが、学習データそのものの出力を抑制するガードレール技術の要求ということがあるので、LLMをつくることというのは元のテキストの覚え込みをさせたくなくて、それをさせてしまうと創造性がなくなってしまうので、例えば学習データ中の重複データを取り除くですとか、学習データは通常1回しか見ない、もしくはもう少し学習したい場合でも数回しか見ないというやり方で作るようになっていまして、なので、覚え込みを意図的にさせるということをしたような追加学習をした場合を除いて、ガードレール技術はそこまで必要なくて、学習データそのものを出力しないように配慮してLLMを開発するというくらいでもいいのではないかなというふうに私の感覚としては思っています。

そうなったときに、その下で書いてあるトレーサビリティが何を指しているのか気になっておまして、学習時にどのようなデータを使ってつくられたLLMなのか、もしくはデータをどのように処理してつくられたLLMなのかという意味でのトレーサビリティなのか。生成してきたテキストが何に基づいて生成されているかというデータの、これに基づいて生成されていますみたいな、そういう意味なのかというのが若干、気になっておまして、後者の場合というものは基本的には起こらないようにつくっているはずですので、これが何を指しているのかというのを少し明確にさせていただけるとありがたいなと思いました。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

今、ほかに手を挙げていらっしゃる委員の方はおられますか。

まだ御発言いただけていない委員の方もおられると思いますが、いかがでしょうか。

では、上野委員、お願いいたします。

○上野委員 既に御議論があったことに大きく付け加えることはないのですが、まずはこの3つの相関関係ということで、法・技術・契約。本当にこれがこの委員会の基本的なスキームとして明確になったことは非常に重要なことだろうと思います。私自身もこのことを強調してきたところであります。

つつい問題の解決というときに著作権法に頼るとか、法に頼り過ぎてしまうところが

あるのではないかというふうに思っております。特に著作権というものは非常に強力な権利でありまして、刑事罰によるサンクションなどもあるようなものですので、問題の解決の手段としてはいささか強力過ぎるところがあるように思いますので、技術や契約を活用することによって問題の解決に当たるのは非常に重要な姿勢である。そのことが明確化されたということは大変大きな意味があると思っております。

その中でも、法というところにつきましては、これも冒頭に田村先生から骨子（案）に関する御発言として、将来のことについてももう少しイメージすべきではないかという御発言があったことは非常に重要だろうというふうに思います。つつい対立が先鋭化いたしますと、その問題解決ということにつきまして、法で何とかするということが声として出てきやすいところでもありますけれども、いささか、それが田村先生がおっしゃったように、近視眼的にこうなるべきではないというところが非常に重要なのではないかと思います。

長いこと著作権法とかに関係しておりますと、過去にも様々に新しい技術が出てきたときに懸念が生じて、何か法整備が間に合っていないのではないかみたいな議論がされることがよくあるように思います。録画ビデオ機器の問題であるとか、あるいはクラウドサービスの問題であるとか、これで何とかビジネスが、あるいは音楽業界が非常に大きなダメージを受けるのではないのかというような懸念が持たれることがあるようにも思うわけですが、多くの場合はそういったものは、今になってみればそんなに大きな懸念ではなかったねというようなことが多いように思います。生成AIについても、いずれ問題が整理されて落ち着いてくるのではないかというふうに思っているところであります。

そういう意味では、確かに問題の解決というものは非常に重要なのですけれども、特に法改正を伴うような法に関しましては慎重になるべきところがあるようにも思っております。その意味では、こうした問題にずっと取り組んでいる研究者というものは定点観測しているみたいなどころがありまして、非常に激しい議論をもたらしている問題というものが本当に本質的なものなのかどうかということを見極めるところがあるのではないかと思いますので、そうした研究者の役割というものも重要なのかなというふうに思っております。

最後に、契約のところにつきましては、これも福井先生も御指摘になりましたように、この取組例の中でも法解釈とか技術の例というものも大事なのかもしれませんけれども、やはり実際、どういう契約があり得るのかという、これは様々なアイデアがあるかと思えます。そういう例を示すことによって実態をリードしていくことができるのではないかと、ということが非常に重要だろうと思えます。

岡田先生も御指摘になったように、実際、そういう契約をするかどうかというのは当事者の自由ということにはなるわけですが、ただ、そうした契約が進行することによって、よりデータの共有というものが図られること自体は望ましいこととも考えられますので、様々な事例があるということを今後選択肢として示していくというのは非常に意味のあることではないかというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと、御発言いただいている方はおられますか。

○福井委員 一度発言しているのですけれども、もしよろしければ。

○渡部座長 では、福井委員からお願いします。

○福井委員 短く、江間委員から先ほどあった、特に個人のクリエイターなどがどうしたらいいかわからないときに情報の提供をどうできるかという視点は、とても重要だろうと思います。

例を申し上げると、文化庁さんが芸術文化活動に関する法律相談窓口を無料で開設していて、AIについての相談も受け付けるということを発表されました。またいろいろな側面から報道もされたところですが、今回のように、今、自分にできることは何なのかなとか、逆にこれを生かすにはどうすればいいのかなとか、そういう知恵を伝えられることもその窓口の役割であろうと思うのです。

同様に、これは東京に限られてしまうのですが、東京都が芸術文化相談サポートセンターを昨年秋に開設して、やはり情報提供や、無料での相談に応じています。こうした相談先に対する情報も政府が積極的に伝えていくことは大事であろうと思います。これはもちろん、開発者、研究者に対しての情報提供という意味でも言えることです。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

岡田陽介委員、何か御発言はありますか。よろしく願いいたします。

○岡田（陽）委員 ありがとうございます。すみません。私、今日は風邪でがらがらの声になって、失礼します。

基本的には福田委員からおっしゃっていただいていることと全く同じなのですが、いかにやはりスタートアップの方々を含めて、新興企業の方々にこれを多分守っていただくというか、ちゃんとやった人たちが非常に得をするみたいな形にする必要があるかなと思っていますので、情報提供を含めて、そういうところをしっかりとやっていくところと、実際に守った人たちがちゃんとメリットを享受できるような形にできればというふうに思っておりますので、そんなところを継続して、いろいろと情報提供を含めて、お願いできればと思います。

すみません。聞き苦しくて恐縮です。よろしく願いします。

○渡部座長 ありがとうございます。

一通り御意見をいただいたかと思いますが、よろしいでしょうか。何かもし残していることがなければということでございますが。

私も伺っていて少し、先ほどの契約の件、あるいは技術的な手段とか、いろいろなことの記載がどういう観点で、法令との関係で書かれているのか、あるいはいわゆるAIデータガバナンスという、これはそもそも、ノンバインディングで、ソフトロー的なもので、

ただし、ステークホルダーの受容性を高める施策として書かれているものがAI事業者ガイドラインのほうなのですけれども、そのどっちの立場で書かれているのかというのが、混同するとあまりよくないと思いますので、その辺は記載の仕方を少し工夫していただく必要があるかなというふうに思いました。

それから、あと、国際標準の取組。これは今日、委員の方の御発言でも非常に重要な施策であるというふうに思いましたが、これはしっかり取り組もうとすると、かなり戦略的に行う必要があって、標準化の活動だけで済むということでもきつくないのだろうなという感じがします。その辺は多分、知財戦略計画との関係もございますので、検討していただく必要があるかなというふうに思いました。

それから、江間委員、福井委員がおっしゃった、多分、このクリエイターとか、非常に社会的に弱者というか、いろいろな方々に規範が及ぶものが含まれていますので、そこについて工夫ということが必要だというのは全くおっしゃるとおりかというふうに思いました。

以上のようなことについて、これをまとめていくということになりますが、事務局から何かございますでしょうか。

○白鳥参事官 御意見をいただきましてありがとうございます。

権利者の方々の御意見も多様であり得るといったことを踏まえつつ、どのように発信していくことが適切かといったこと等につき、さまざま御示唆をいただきました。本日いただいた御意見を踏まえまして、どのような形による発信が望ましいのか、座長と御相談をさせていただければと思います。

また、ほかにもトレーサビリティの向上の箇所で岡崎先生から御質問をいただいた点になりますけれども、具体的に、まさにこれはAI事業者ガイドラインにおいて、合理的な範囲での追跡・遡求が可能性な状態を確保する点に関する記載が見られるところですが、本検討会におきましても、学習元コンテンツの個別追跡の可能性など、透明性に関する議論が出ておりましたので、関連の内容として、記載をさせていただいた次第です。

ただし、対象の学習データの種類等によっては、この記述が当てはまらないケースもあるのではないかとといった御指摘かと存じます。御指摘も踏まえ、委員にも別途、御確認をさせていただきながら、記載ぶりについては検討したいと考えております。

以上です。

○渡部座長 あと、発明についても何かありますか。よろしいですか。

○山本参事官 知財事務局の山本です。国際標準化の話について簡単にコメントいたします。こちら国際標準の議論はISO/IECのほうで現在進められておまして、それについて、今回、知財の観点を取り込みながら、信頼あるAIサービスなどを日本からの発信・提供できるような方向性で我々としても議論をしていきたい。そういう意味で、専門家の方々にも今後、話を聞きながら、調査事業ということではありますけれども、情報収集を行いながら戦略的に進めていきたいと思っております。

その際、先ほどデータ品質の部分で海賊版の排除というところの御指摘・懸念もありましたので、データ品質などについても検討を進めていきたいと考えております。

簡単ではありますが、以上となります。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間は余しておりますけれども、本日の会議はこれで終了させていただきたいと存じます。御多忙のところ、大変ありがとうございました。

すみません。次回の会議について、事務局からお願いします。

○白鳥参事官 失礼します。

次回、第7回目の開催予定でございます。4月22日月曜日13時から15時を予定しております。今回は、対面とオンラインのハイブリッド形式にて開催をいたします。会場等につきましては、決まりましたら、委員に御連絡をさせていただきます。今回は中間とりまとめの案についての御審議をお願いしたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○渡部座長 今回は中間とりまとめ（案）の審議を対面とハイブリッドで行いますので、ぜひ対面で参加できる方は対面で参加いただければと思います。

すみません。本日の会議はこれで終了いたします。御多忙のところ、ありがとうございました。